

# 第6章

## 住民と行政の協働による 自立した島



## 第1節

# 地域の自治組織の設置や活動強化と 市民参加のまちづくりの推進

施策効果をはかる項目	基準値 平成 18 年度(2006)	目標値 平成 23 年度(2011)
地域づくり協議会の設立	1 団体	5 団体

### 現状と課題

本市では、地域の催しや祭祀・伝統文化の継承、行政との協力関係等の役割を、自治会等が中心となって担ってきました。しかし近年では少子高齢化・核家族化の進行などを背景に、自治会加入者の減少や自治会役員の高齢化に伴い、存続が危ぶまれている自治会が増えています。未だに自治会組織のない地域もあり、今後、地域内の交流衰退や人間関係の希薄化による活力の低下が懸念されています。

こうした中、地域活性化について行政依存からの脱却の動きも見られ、「自分たちの地域は自分たちの手でよくする」との自治会を越えた新たな地域づくりへの取り組みが一部地域で始まっていますが、活動に対する地域全体の理解が浸透するのに時間を要しているといった課題もあります。

今後は、既存自治組織の活性化を図るとともに、新たな自治組織や地域づくり団体の設立に向け、市民の協働意識の定着を図る必要があります。また、財政的な支援など行政による効果的な支援を行うとともに、まちづくり基本条例策定に向けて検討する必要があります。



【下地地区地域づくり協議会】

## 第6章

住民と行政の協働による  
自立した島

**施策の  
基本方針**

1

住民の社会参画や住民自治の拡充を積極的に推進していくため、自治会等の設置や活動の強化に努めるとともに、住民意識の高揚を図り、各地域にまちづくり組織の設置を検討します。また、新しいまちづくりに参画していただくための場の提供、人材育成、各種支援等を行います。

**施策の推進**

自治会などの設置や活動強化への支援策を検討します。  
地域における市民主体の活動母体となる組織づくりを支援します。  
地域づくり活動のリーダーを育成し、活動の活性化を図ります。

**施策の  
基本方針**

2

住民の権利・義務、行政や議会の責務などを定めた自治基本条例を住民との協働のもと策定します。

**施策の推進**

市民と協働し、まちづくりを進める為の指針となる条例制定を図ります。

**施策の  
基本方針**

3

美しいまちづくり運動をはじめとして、市民のボランティア活動やNPO活動など、地域における自主的で個性豊かな活動を促進します。また、地域力を高め、活力ある地域づくりを推進します。

**施策の推進**

市民のボランティア活動やNPO活動など推進します。

**第6章**

住民と行政の協働による  
自立した島

## 第2節

# 男女共同参画社会の形成

施策効果をはかる項目	基準値 平成18年度(2006)	目標値 平成23年度(2011)
「男女共同参画社会」との用語の周知度	37%	50%
審議会等への女性登用率の向上	20.5%	30%

### 現状と課題

本市における女性の社会進出は着実に伸びてはいるものの、まだまだ十分とは言えない状況にあります。これは、社会的慣習、女性問題に対する認識不足、根強い男女の固定的な役割分担意識などが背景にあります。こうした中、男女共同参画社会の実現に向けた主導的な実践が行政に求められていますが、本市の既存施策には男女共同参画への配慮が十分とは言えないものが多く見られます。

今後は、政策・方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、家庭、職場等における男女の共同参画に向け、啓発機会の拡充が必要です。



【男女共同参画啓発プログラムでの妊婦体験】

**施策の  
基本方針**

1

従来の男女の固定的な役割分担を見直し、性別にかかわらずお互いの個性と能力を尊重しあう意識の啓発を進めます。

**施策の推進**

固定的な性別役割分担にとらわれない意識の育成に努め、人権尊重を基盤にした男女平等観を育てる教育・学習を推進します。

男女共同参画関連講座や展示会などの広報啓発活動を推進します。

政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ります。

**施策の  
基本方針**

2

男女の多様な生き方を支援するため、就労及び子育て支援をはじめ、家庭生活とほかの活動の両立支援など環境整備に努めます。

**施策の推進**

家庭・地域における男女共同参画を推進します。

男性の家事・育児などへの参加を促進し、生活自立を支援します。

女性の職業能力開発や起業を目指す女性への支援を図ります。

仕事と家庭の両立に向け、子育て支援策の充実と就業環境の整備を図ります。

**第6章**

住民と行政の協働による  
自立した島

### 第3節

## 情報公開や広報・広聴活動の充実

施策効果をはかる項目	基準値 平成 18 年度(2006)	目標値 平成 23 年度(2011)
ホームページの充実（再掲） （アクセス件数の増加）	20 万件	25 万件
広報誌に対する住民満足度の調査	未実施	年 1 回実施
読みやすい紙面づくり（文字の拡大）	10 ポイント	11 ポイント
広聴会の開催（年平均）	1 回	3 回
市政に対する苦情などの減少	259 件	150 件

### 現状と課題

本市における情報公開請求の件数は、平成 17 年が 10 件、平成 18 年が 14 件となっています。今後とも、市民の知る権利を保障し開かれた行政を推進するため、公文書等の保存と活用に努めるとともに、情報公開制度の利用の周知と、申請に対しては迅速かつ適正に対応することが求められます。また同時に、個人情報の保護を徹底することが必要です。

本市は、市民への周知が必要な情報を中心に編集した「広報みやこじま」を毎月 1 回、全世帯に配布しています。広報は、行政情報を市民に伝える重要な役割を担っている一方、今日、マスメディア・インターネットの普及に

より広報誌離れが進んでいることも指摘されています。また市町村合併により対象地域が拡大したのに対してページ数の制約が大きいため、各地域の情報を十分に伝えることが難しい状況にあります。

広報誌は、全市民に伝えるべき情報を確実に届ける役割を担っていることから、今後も内容の充実を図り、市民に必要とされる広報誌づくりに努める必要があります。



### 第6章

住民と行政の協働による  
自立した島

本市は、市町村合併により行政区域が拡大したことや行政機関が分散したことなどにより、心理的に役所が遠く感じられるとの声が多く聞こえます。市民の意見に耳を傾ける場を設けることは、市民との協働の島づくりを進める上で、また、市民満足度の高い行政サービスを提供していく上で大変重要なことです。

今後は、公聴会の持ち方及びあり方の検討を進め、多くの市民の声に耳を傾け、活かすことが必要です。

本市における平成 18 年度の人権相談件数（無料人権法務なんでも相談）は 116 件、行政相談は 63 件で、すぐやるチームへの相談件数（市ホームページ含む）259 件となっています。

人権相談は宮古島人権擁護委員協議会、那覇地方法務局宮古島支局、行政相談は総務省から委嘱された行政相談委員が相談にあたり、市政に対する相談、苦情、市民からの日常的な市民相談などの対応については、すぐやるチームで取り組んでおり、本市職員が対応しています。しかし、市民からの相談内容は多岐にわたり、その全てに即応することは容易ではありません。今後は各相談業務関係機関と連携し、市民が気軽に相談できる体制づくりに取り組む必要があります。

**施策の  
基本方針**

1

開かれた行政の実現を図るため、情報公開を推進するとともに、個人情報の保護に努めます。

**施策の推進**

市民の知る権利の充実を図るとともに、基本的人権の侵害を防止するための必要な措置を行使します。

**施策の  
基本方針**

2

歴史資料として重要な公文書等の保存と活用が将来にわたって保障されるよう努めます。

**第6章**

住民と行政の協働による  
自立した島

## 施策の推進

公文書の保存と活用に努め、市民の知る権利の充実を図ります。

### 施策の 基本方針

3

インターネットなど情報通信基盤の活用による広報・広聴活動の充実を図り、各種懇談会、公聴会、住民意識調査の実施などによって住民ニーズの的確な把握に努めます。

## 施策の推進

市ホームページへの広報掲載と「市長への手紙」の周知を図り、広報・広聴活動の充実を図ります。

各種計画などの策定時にアンケートや市民からの意見を募集し、住民ニーズの把握に努めます。

オンブズマン制度を導入し、行政相談や人権相談など市民からの相談への適切な対応を図ります。

## 第6章

住民と行政の協働による  
自立した島



## 第4節

# 計画的な行財政運営の推進

施策効果をはかる項目	基準値 平成 18 年度(2006)	目標値 平成 23 年度(2011)
職員の定員管理の適正化	1,031 人	881 人
連結実質赤字比率	25.3%	0%

### 現状と課題

本市の財政を圧迫している要因として、職員数が適正人員数を上回っていることによる人件費総額が大きいことや、市町村合併に伴う組織や業務内容が肥大化したことが挙げられます。また、人件費、公債費、物件費、投資的経費を人口一人当たりでみると、県内 11 市の中で最も高くなっています。

地方分権、少子高齢化、人口減少等の社会状況の変化や多様化する住民ニーズへの対応が求められる中、健全な行財政運営に向け、定員適正化、組織・業務のスリム化、職員の資質向上はもとより、適正規模の市政運営に向けて、行政及び市民が一体となって取り組む必要があります。



【職員研修】

## 第6章

住民と行政の協働による  
自立した島

歳入の根幹である市税は、ここ数年の徴収率は 82%前後で推移し、これは、県内 11 市の中でも 10 位と低い位置にあります。また、旧市町村の滞納分が累積されていることや固定資産の評価方法や課税客体の把握で、地域間に格差が生じています。

こうした中、自主財源の確保に向けて、「公平・中立・簡素」の税の原則に則して、具体的な徴収対策、膨大な滞納整理と課税客体の正確な把握及び統一された課税システムの整備を急ぐ必要があります。

## 施策の 基本方針

1

地方分権の進展と多様な市民ニーズに対応し、最小の経費で最大の効果をあげるため、簡素で効率的な行政体制を構築します。

施策の展開にあたっては、総合計画に基づき、事務事業の選択と集中を図り、計画的かつ効率的な行財政運営に努めます。

## 施策の推進

情報公開制度の推進、わかりやすい財政状況の説明資料の作成、行政評価制度の導入など、行政の透明性を確保します。

行政事務の効率化・簡素化・迅速化を促進します。

組織・機構の再編、職員定数と給与の適正化を促進します。

政策形成能力や創造的能力を有する人材育成を促進します。

市税などの徴収率向上、使用料・手数料の見直し、新たな財源の開拓など自主財源の確保を図り、財政運営の健全化を促進します。

職員のコスト意識を図り、経常経費の抑制など最小の経費で最大の効果が得られるよう歳出の適正執行を促進します。

税に関する情報を広報やホームページなどの活用により提供し、納税意識の高揚を図ります。

固定資産管理システムの構築による、課税調査、資料収集の強化を図り、適正公平な課税を促進します。

## 第5節 平和への取り組み

施策効果をはかる項目	基準値 平成 18 年度(2006)	目標値 平成 23 年度(2011)
平和教育展示会の開催	1ヶ所(7日)	2ヶ所(14日)
平和講演会の開催	0回	2回(隔年)

### 現状と課題

沖縄県は国内唯一の地上戦が繰り広げられた上、長年にわたり米国統治下におかれ、今もなお基地被害に苦しんでいます。本市でも、現在の宮古空港及びその周辺で、旧日本軍が接収した民有地の戦後処理事案が未解決のまま取り残されています。また戦後 60 年余を経過し、戦争体験者も減少する中、戦争の悲惨な歴史が風化しつつあります。さらに、下地島空港の施設規模や地理的条件から、軍事利用に関する動きがしばしば見られます。

今後は、恒久的に平和な宮古島市であり続けるため、正しい歴史教育の実践と戦争の悲惨な体験を次の世代に語り継いでいく取り組みを強化するとともに、県と連携し戦後処理事案の早期解決を国に働きかけることが必要です。また、下地島空港に関しては、平和的利用を基本とし、その有効活用について県との連携を密にすることが必要です。

### 施策の 基本方針

1

平和の尊さを認識し、戦争の悲惨さを子々孫々にわたり語り継ぐべく、平和事業を積極的に展開し、市民の平和意識の高揚に努めます。

### 施策の推進

平和の尊さ、戦争の悲惨さを後世に伝えるため、平和教育を推進し、市民の平和意識の向上に努めます。

沖縄県との連携を密にし、旧軍飛行場用地問題の早期解決を促進します。

## 第6章

住民と行政の協働による  
自立した島



【「慰霊の日」の式典】

## 第6章

住民と行政の協働による  
自立した島